

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日の出町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

西多摩郡日の出町長

## 公表日

令和4年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づく被保険者の資格管理、保険料の賦課、収納及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>被保険者証又は認定証に関する事務</li> <li>介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</li> <li>要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> <li>保険給付の支払の一時差止に関する事務</li> <li>保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険システム</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者情報ファイル (2)保険料情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事項を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>情報提供の根拠           <ol style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二で以下に該当する項               <ol style="list-style-type: none"> <li>第三欄が「市町村長」であって第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117)</li> <li>第四欄に併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報を含む項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 93, 97, 106, 109, 120)</li> </ol> </li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第46条, 第47条, 第49条, 第53条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の3, 第59条の3</li> </ol> </li> <li>情報照会の根拠           <ol style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(93, 94)</li> <li>別表第二省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第46条, 第47条</li> </ol> </li> </ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき健康課
②所属長の役職名	いきいき健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒190-0192 日の出町大字平井2780番地 総務課広聴広報係 電話042-597-0511(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒190-0192 日の出町大字平井2780番地 いきいき健康課介護保険係 電話042-597-0511(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	新たな様式にあわせ記載	事後	
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号及び別表第二で以下に該当する項 ①第三欄が「市町村長」であって第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117)	(1)番号法第19条第7号及び別表第二で以下に該当する項 ①第三欄が「市町村長」であって第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117) ※95, 108追記	事後	
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第32条, 第19条, 第25条, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第53条, 第55条 ※第12条の3, 第15条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条の2, 第43条の2, 第55条追記	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第32条, 第19条, 第25条, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第53条, 第55条 ※第12条の3, 第15条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条の2, 第43条の2, 第55条追記	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二で以下に該当する項 ①第三欄が「市町村長」であって第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117)	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二で以下に該当する項 ①第三欄が「市町村長」であって第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 108, 117)	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②第四欄に併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報を含む項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 97, 106)	②第四欄に併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報を含む項(5, 17, 22, 43, 81, 88, 93, 97, 106, 109, 120)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第53条, 第55条	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第46条, 第47条, 第49条, 第53条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の3, 第59条の3	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(93, 94)	2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(93, 94)	事後	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年12月1日	事後	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年12月1日	事後	